



☒最新の労務管理情報を毎月メールでお届けします。  
メールマガジン（無料）登録をぜひ！

村松 社労士

検索

## おかげさまで、定員満了にて無事終了しました！

### 『厚生労働省 委託事業』セミナー講師に 村松貴通 登壇！ 職場のハラスメント（セクハラ・パワハラ等）対策セミナー

令和元年7月30日（火）愛知県名古屋市のウインクあいち（愛知県産業労働センター）にて開催の『厚生労働省 委託事業 職場のハラスメント（セクハラ・パワハラ等）対策セミナー』の講師を、弊社代表の村松貴通が務めさせていただきました。

厚生労働省 愛知労働局 雇用環境均等部部長 中込左和 様から開催挨拶をいただき、セミナーが始まりました。約100名という大勢の方にご参加いただき、満員御礼で熱気に溢れた会場となりました。

企業経営者や人事担当者はもちろんのこと、社会保険労務士をはじめ多くの専門家の方々にもご参加いただきました。

セミナーでは・・・

1. 職場におけるハラスメントの現状
2. 職場におけるハラスメントとは
3. ハラスメントの予防・解決の取組

を、テーマにし、特に“ 3. ハラスメントの予防・解決の取組 ”について重点的に解説しました。

職場のハラスメントは、**予防の5つの取組 + 解決の2つの取組** の計7つの取組が重要です。この7つの取組をそれぞれ解説しました。

法律で、事業主が必ず実施しなければならない措置が定められていますが、この7つの取組を実施することで、これらの措置に対応が可能となります。

各取組を進めるにあたって参考となるメッセージ文案、研修資料、ポスター例、アンケート設問等の紹介もいたしました。

「今回、厚生労働省の委託事業で講師をお任せいただき、大変光栄に感じています。

今後、この経験を地元遠州地方の皆様に戻元してゆきたいと考えます。

今後ともよろしくお願い致します。」

社会保険労務士法人村松事務所 代表 村松貴通

